

学童保育に関する説明資料

平成25年12月13日

二宮町子ども・子育て会議

◎学童保育とは

学童保育とは何でしょう？1度は耳にしたことがある呼び名だと思いますが、その実態はよく知られていないのではないかと思います。

学童保育をひと言で説明することはできませんが、概ね次のようなこととなります。「共働き家庭や母子家庭・父子家庭の子どもが放課後や夏休み・冬休みなどの学校が休みの日に、家庭に替わる場所として生活をするとこころ」で「子どもが安全に生活できるところにいることで安心して働くことができる気持ちにさせてくれるところ」です。

◎学童保育の位置付け

平成10年(1998)に児童福祉法と社会福祉事業法に位置づく事業として法制化され「放課後児童健全育成事業」という名称で、国と地方公共団体が責任を持って推進する事業となりました。つまり、「親たちが勝手にやっている事業」ではなく、「公(おおやけ)の事業」として行われているということです。

国ではこれ以後、学童保育を必要とする児童を「放課後児童」、学童保育のことを「放課後児童クラブ」と呼んでいます。

◎学童保育の現状

学童保育所は全国に2万843か所(前年比441か所増)あり、入所児童数は84万6919人(前年比2万521人増)で、この数字は毎年増加しています。少子化が進む一方で、学童保育を利用する小学生は増加しています。

※数字は全国学童保育連絡協議会が実施した「学童保育の実施状況調査」(2012年5月1日現在)による

◎二宮町の学童保育

学童保育は1小学区に1保育所というのが一般的で、二宮町にも二宮、一色、山西に1か所ずつ学童保育所があり、1年生から6年生まで150人を超える子どもが入所しています。

3学童とも運営は入所児童の保護者が行っていて、役員会や保護者会で運営方針などが話し合われています。運営費は保護者から徴収される保育料と放課後児童健全育成事業補助金によって賄われています。保育料は学童ごとに多少の違いはありますが、概ね月額1万円程度です。運営費は子どもたちのおやつ代や指導員の給料、行事費などに使われています。

学童保育の運営の形態はさまざまで、公設公営、公設民営、民設民営に大別されます。二宮町は3学童とも小学校の余裕教室を利用しているので公設民営という形態になります。

厚生労働省

第1回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

(平成25年5月29日開催)資料より

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考:全国の小学校約21,166校)
- 登録児童数 851,949人 (全国の小学校1~3年生約328万人の23%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
 ⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成[育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助】】

○平成25年度予算 315.8億円

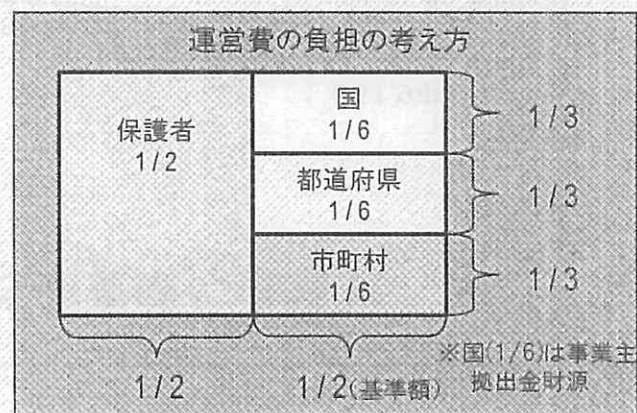
○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:336.0万円
 (総事業費672.0万円)

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、平成25年度より、改築、大規模修繕及び拡張の整備区分を追加。
- ・また、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

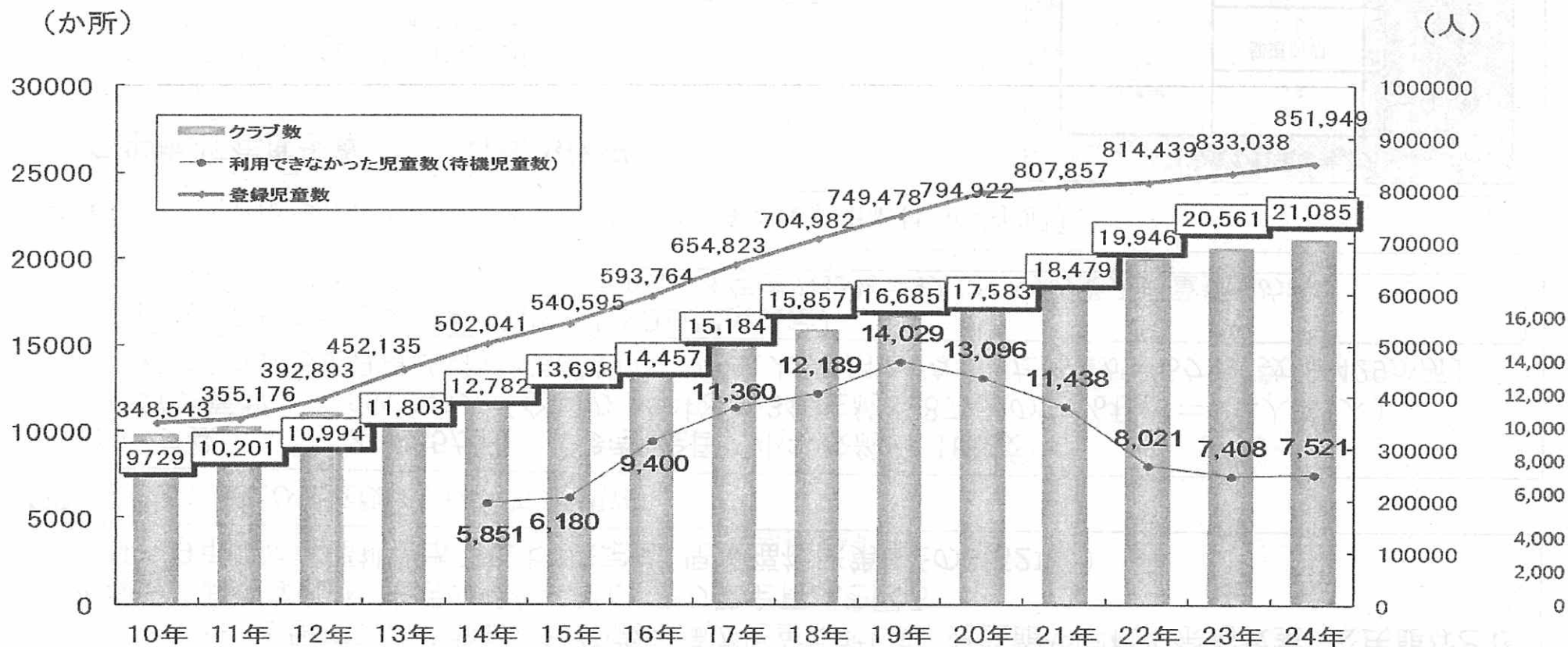
※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。
 整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。



放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成24年では、クラブ数は21,085か所、登録児童数は85万1,949人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.4倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は7,521人(最大の19年に比べて約5割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



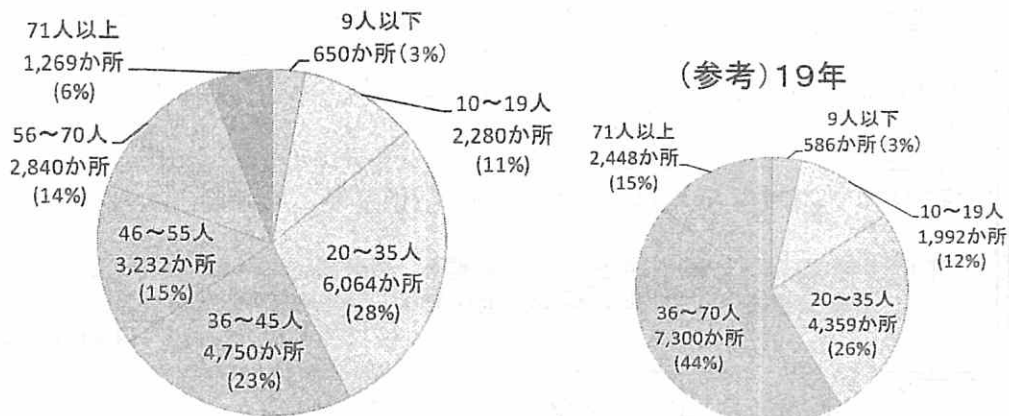
※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの現状

※平成24年5月1日現在(育成環境課調)

○規模別実施状況

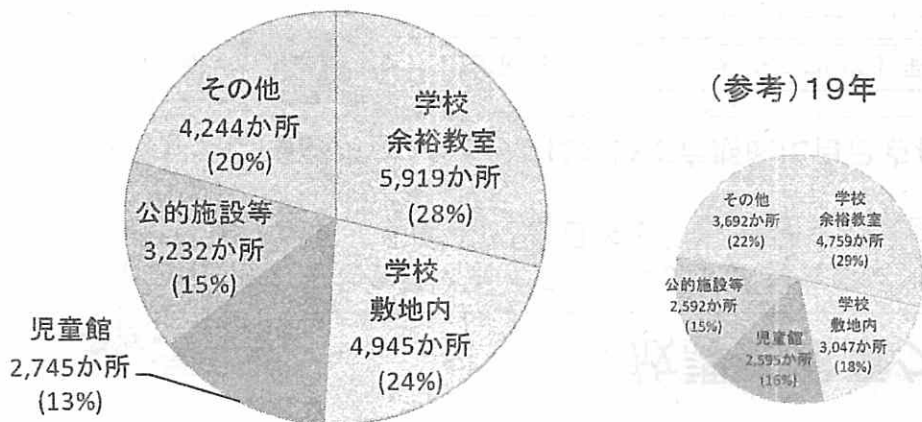
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない

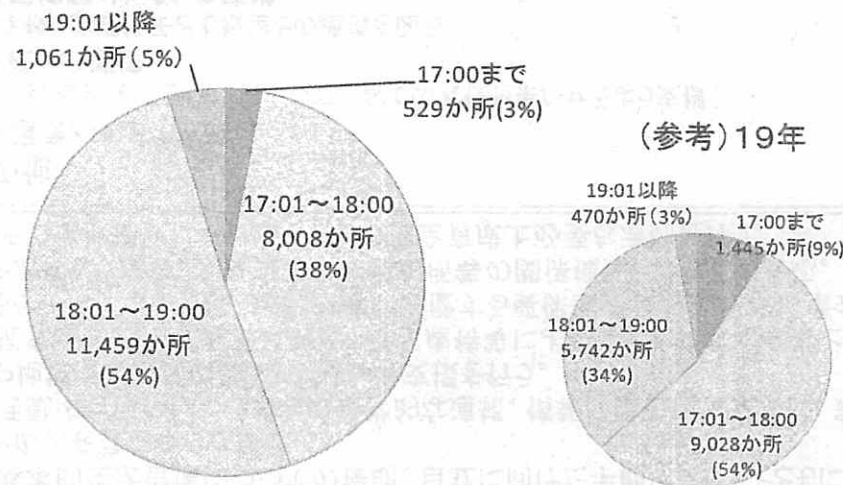
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



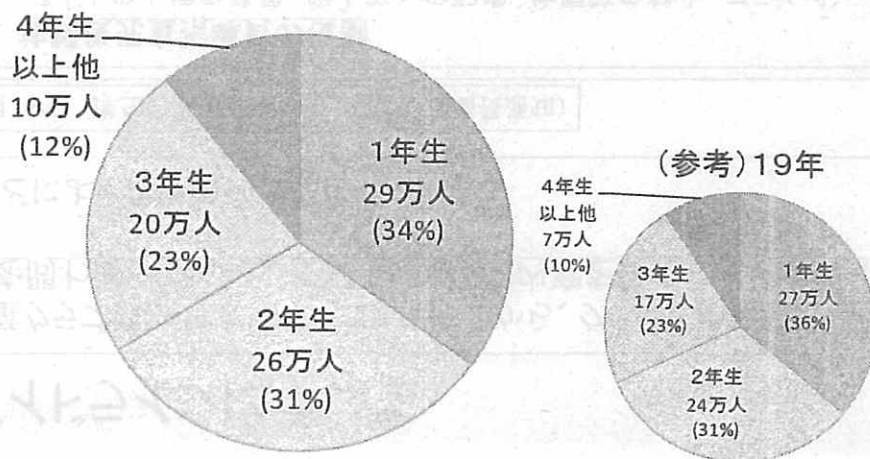
○終了時刻の状況(平日)

18:01以降の閉所が全体の約6割を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童クラブガイドラインについて

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

- ・ 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、又は受講させること。
- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後									
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)									
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]									
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]									
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供									
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進									
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)									
費用負担割合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">保護者負担</td> <td>事業主拠出金 (国) 1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村 1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3	都道府県 1/3	市町村 1/3	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">保護者負担</td> <td>事業主拠出金 (国) 1/3</td> <td rowspan="3" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村 1/3</td> </tr> </table> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>	保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3	質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)	都道府県 1/3	市町村 1/3
保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3										
	都道府県 1/3										
	市町村 1/3										
保護者負担	事業主拠出金 (国) 1/3	質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)									
	都道府県 1/3										
	市町村 1/3										